

# 重大な消防法令違反の建物を公表する 違反対象物の公表制度

運用開始  
2020年  
4月1日～

## 1 公表の対象となる建物

- 飲食店、物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物
- 老人ホーム、幼稚園、病院などの一人で避難が困難な方が利用する建物



飲食店・物品販売店



ホテル・旅館



診療所・老人ホーム

## 2 公表の対象となる違反

- 建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、又は自動火災報知設備のいずれかが全く設置されていない重大違反



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## 3 公表する内容・方法

- 建物の名称
- 建物の住所
- 違反の種類



飯田広域消防本部の  
ホームページで公表

### 建物関係者の方々へ

あなたが所有(管理、占有)する建物で、次の変更を行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防署までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖・変更工事

### お問い合わせ先

飯田広域消防本部 予防課 0265-23-6002

飯田消防署 0265-22-0119 伊賀良消防署 0265-25-0119

高森消防署 0265-35-0119 阿南消防署 0260-22-3344

